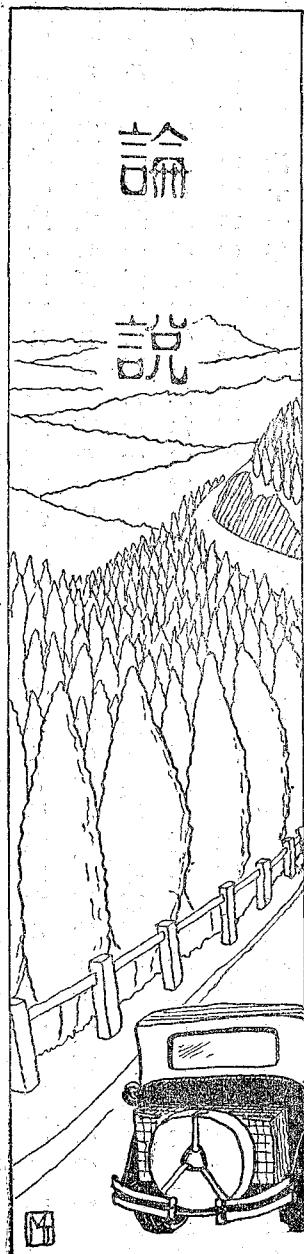


道路法施行以來こゝに満十年になるのであるが、此の間に於ける我國道路の整備、改良、發展は、相當に著しきものがある。十年前の道路と今日の道路とを比較して見るに、市街地に於ける道路は、或は鋪装が行はれ、或は路幅が擴げられ、或は歩車道の區割りが出來、稍々完備の域に達した。地方に於ける

我が路政の回顧

會長 貴族院議員 法學博士 水野鍊太郎



道路も亦漸次改良の曙光を認めつゝある。從來國道に橋梁なく、賃取橋若くは渡船などによりて連絡をなし、交通の不便一方ならず、府縣道以下の道路に至ては路幅狭く、勾配急に、運輸交通上に障害を來たしたこと少くなかつた。然るに今日に於いては國道に立派なる橋梁も架設せられ、路幅、勾配等も稍々改良せらるゝ状況を見るに至つたことは、交通政策の上から見ても、又産業發展の點から考へても眞に慶ばしき事である。

○

道路は交通上緊要の機關であり、これが改良整備は産業上、軍事上、國民の生活上、一日も忽せにすべからざるものであることは言ふ迄もないものである。然るに從來我國の道路は極めて不完全であつて、人馬の交通にすら適せざるもののが少くなかつた。これは我國封建制度の遺物であり、交通の便を避け、孤立割據の風をなすことが封建時代の政策であつたことに起因するのであるが、同時に道路上に關する制度の確立せざることも亦その原因の一であつたのである。明治初年以來維新の宏謀にしたがひ、我國の諸般の制度は面目を一新し、憲法の制定を始とし、府縣制、市町村制等の自治の制度及びその他の法制も漸次に完備されたのであるが、獨り道路の制度に對しては最近まで極めて不備たるを免かれなかつたのである。從來の道路法規は、僅かに明治九年太政官達及び土木費負擔所屬區分に關する明治十一年の太政官達の存するに止まり、極めて明瞭を缺き、疑義を生じ、系統なく、統一なく不完全のものであつたことは争ふべからざることであつた。これが爲めに地方に於いては稍々も

すれば紛議を起し事業の進捗を阻害すること少くなかった。然るに一面運輸機關は急速の進歩を以つて發達し、道路交通上に於ける道路の利用は益々熾んなるに至つたのである。而してこれに關する法規は此の進歩に伴はざるの感があつた。茲に於いて道路に關する法規の制定は、益々その緊要を告るに至つたのであるが、大正八年に至る迄完備統一したる道路法の制定を見るに至らなかつたのは、道路關係者の遺憾とした事であつた。

○

道路法の制定は三十年來の懸案であつて、明治二十一年よりこれが調査をなし、或は公共道路條例とか、街路條例とかいふものを起草し、道路に關する法制を確立せんことに努力し來つたのであるが、未だ法律となすの機運に達しなかつたのである。道路法に關する具體的成案を得たのは、明治二十六年以後のことである。都筑馨六氏が土木局長たりし時に、稍々完備したる法制を起草したのであるが、當時自分も内務省參事官として、此の立案調査に關係したのである。土木交通に關する制度としては河川法、道路法、港灣法を制定せんとし、各々これが案を起草した。その内河川法は最も早くその制定を見明治三十三年に帝國議會の議決協賛を経て之れを施行することとなつた。然るに道路法はこれに後ること十數年後に至つて始めてその成立を見たのである。明治二十九年に公共道路法案なる名稱の下に帝國議會に提出し、衆議院の議に上つたのであるが、遂に否決の運命に陥つたのである。明治三十二年に再び帝國議會に提出し、政府に於いては熱心にその通過を圖つたにも拘

らず、貴族院に於いて審査を終了するに至らずして、これ亦その通過を見るに至らなかつた。その後更に修正を加へて地方長官の意見を徵し、大正六年大體の成案を得て帝國議會に提出せんとしたのであるが、政府部内に於いて意見の一一致を見ずして、これ亦提出を見るに至らずして止んだ。大正七年に至り更に研究調査を加へ、第四十一帝國議會に提出し、茲に始めて兩院の協賛を得遂にその成立を見るに至り、大正八年四月法律第五十八號を以つて之れを公布するに至つたのである。これ則ち現行の道路法である。

斯の如く道路法は明治二十一年以來種々の調査を遂げ、三十年間の星霜を経て始めてその制定施行を見るに至つた次第である。此の間に於ける土木當路者の苦心努力は容易ならざるものであつた。その關係者としては都筑馨六氏、古市公威氏、南部光臣氏、堀田貢氏等を數へなければならない。而して自分も亦、或は參事官とし、或は局長とし、或は次官とし大臣として直接間接に此の制定に干與したのである。最後の制定を見たのは堀田土木局長時代であつて、佐上信一氏が道路課長としてこれに參劃したこととは近時の事實であり人の皆知る所である。道路法施行後十年の今日に於いて既往を顧れば實に感慨なき能はざるのである。而してその功勞者として認むべき都筑君の如き、堀田君の如き、既に此の世を去つて今茲にその溫容に接することを得ざるは轉じ追憶の至りに堪へないのである。

○

政府に於いて斯の如く道路法の制定並に道路の改良整備に努力したると同時に、民間に於いても道路改良の聲が起り、大正七年澁澤子爵、石黒博士、山田英太郎氏を始とし、或は實業家或は内務、陸軍その他の關係諸省の協力に依り道路改良會なるものを創設し、官民共力して道路の改良整備に力を致した次第である。斯の如く我國に於ける道路の歴史を見るに道路に關する法制の不備なる明治の初代に於ては、道路行政は極めて不振であり、道路改良上に少なからざる支障を來したのであつて、諸般の制度の整備したるに比して道路制度は極めて發達の遅かつた感があつた。隨つて道路は交通機關の重要な作用をなすべきものなるに拘らず、最も劣悪の状態にあつたのである。故に初めて我が國土に足跡を印する歐米人は、日本は總ての點に於いて進歩し、東洋の文明國と稱せられて居るに拘らず、道路が極めて劣悪であつて、文明國の交通機關として視るに足らないのは、如何にも物足りない感があり、之れであつては文明國として誇ることは出來ないといふやうな批評をなす者が往々あるのである。吾々は此の言を聞く毎に、その批評の當れることを承認せざるを得ざることを帝國の耻辱であるといふ感を持つたのである。然るに幸に近時全國各地方を通じ、道路改良の機運の勃興せるあり、又實際に於いても稍々その改良の緒についたのは、眞に國家の爲に慶ぶべきことであると思ふ。

併ながら今日の道路と雖も、未だ必しも完全なりといふことを言ひ得ないのは言ふまでもない。之れを既往に比較すれば稍々進歩したりと云ふが、市街地並に地方の道路に就いて今後一段の改良を加へねばならぬ事が多いのである、幸に道路法制が完整したのであるから、此の法制を適當に運用し、道路改良に關する財政計畫を確立し、以て國民生活の安定と産業の開發とに一層の力を加へなければならない。近時道路熱が旺盛となり、國民は鐵道萬能の思想より覺めて、自動車交通と道路利用の機運に向ひつゝあるのであるから、道路の改良に關係を有する吾々同人は、此の機運に乗じて、益々道路完成に意を致し、道路法の制定に努力盡瘁せられたる先輩諸氏の労苦に酬ゆるが爲めに法制の運用を完全にし、其の効果を全ふすることに奮闘しなければならぬ。茲に道路法制定十年の記念號を發刊するに方り、既往の沿革を述べて、國民と共に交通の發展と國富の増進に更に一段の力を致したいと思ふ。(完)

◇ × × ◇
× × ◇